



社会福祉法人
共生会

わたしらしさ、
あなたらしさを大切に

中期経営計画
及び
令和7年度（2025年度）
事業計画書

社 会 福 祉 法 人 共 生 会

東 四 つ 木 ほ ほ え み の 里
(介護老人福祉施設・短期入所生活介護)

地域包括支援センター東四つ木
(高齢者総合相談センター東四つ木・立石)

目 次

1. 中期経営計画

ページ

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 中期計画策定の必要性和計画期間 | 1 |
| 2 | 共生会 基本理念・運営方針及び重点目標 | 1 |
| 3 | ほほえみの里理念 | 2 |

2. 中期経営計画別添

- | | | |
|------|------------------|-----|
| 別添 1 | S W O T 分析表 | 4 |
| 別添 2 | 各セクション中期経営計画 | 6 |
| 別添 3 | 中・長期施設改修及び設備更新計画 | 1 2 |
| 別添 4 | 財務計画 | 1 3 |

3. 事業計画

- | | |
|----|-----|
| 前文 | 1 4 |
|----|-----|

- | | | |
|-------|-------------------------|-----|
| [1] | 年度目標 | 1 6 |
| 1 | 施設運営 | 1 6 |
| 2 | 生活相談員 | 1 7 |
| 3 | 介護職員 | 1 7 |
| 4 | 看護職員 | 1 7 |
| 5 | 機能訓練指導員 | 1 8 |
| 6 | 栄養士 | 1 8 |
| 7 | 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター） | 1 8 |
| 8 | 事務 | 1 8 |

- | | | |
|-------|---------|-----|
| [2] | 運営管理 | 2 0 |
| 1 | 運営管理 | 2 0 |
| 2 | 職員健康管理 | 2 1 |
| 3 | 職員教育・研修 | 2 1 |
| 4 | 各係の役割 | 2 2 |
| 5 | 災害防止対策 | 2 2 |
| 6 | 生産性向上 | 2 3 |

- | | | |
|-------|-----------|-----|
| [3] | 利用者処遇 | 2 4 |
| 1 | ケアマネジメント | 2 4 |
| 2 | リスクマネジメント | 2 5 |
| 3 | 日常生活の援助 | 2 7 |

4	日常生活の潤い	3 1
5	地域との交流	3 2
[4]	地域包括支援センター東四つ木（高齢者総合相談センター東四つ木・立石）	3 5

社会福祉法人 共生会 東四つ木ほほえみの里 中期経営計画

1 中期計画策定の必要性和計画期間

(1) 計画策定の必要性

社会福祉法人共生会（以下、「共生会」といいます。）東四つ木ほほえみの里（以下、「ほほえみの里」といいます。）では、共生会の他の施設と同様に、単年度で事業計画を立て、年度終了後にその結果を事業報告書としてまとめています。

しかし、

- ① 葛飾区（以下、「区」といいます。）は、特別養護老人ホーム（以下、「特養」といいます。）の整備率が23区で1番（令和2（2020）年当時）であり、入所希望者やそ
のご家族から選ばれる施設サービスの提供が必要。
- ② 介護人材の不足に対応するため、人材確保・定着・育成の取り組みは、大きな課題で
す。また、東京都の補助金を活用しながら、介護ロボットやICTを活用した業務の
効率化を図っていくことが必要。
- ③ 「ほほえみの里」は、平成10（1998）年の開所以来20年以上を経過し、今後、大
規模な改修や備品等の更新が必要。
- ④ 共生会においても、中期経営計画を策定する予定であり、今後「ほほえみの里」と本
部の計画の整合性を図ることが必要。

といった課題があり、単年度の計画では、課題解決への取り組みが不十分となる状況が想定
されました。

このため、令和2（2020）年度に、「第5期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令
和5（2023）年度）」の計画期間にあわせて、3か年の中期経営計画を策定しました。

この中期経営計画は、共生会の基本理念及び運営方針に基づき、「ほほえみの里」の理念
を実現して課題を解決するとともに、「ほほえみの里」の経営の継続性や安定性を確保する
ことを目的としています。

その後、令和6（2024）年度の改正介護保険法の施行にあわせ、内容の一部を更新してい
ます。

(2) 計画期間

- ① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度（第9期介護保険事業計画期間）
中期経営計画の見直し：3年ごと。（修正の必要がある場合は、毎年度。）
- ② 事業計画 1年間（毎年度作成）

2 共生会 基本理念及び運営方針等

(1) 基本理念

創設者である故福島政一夫妻の「困っている人と共に生きる」という思いを大切にし、利
用者、利用者ご家族、地域の皆様と共に様々な社会課題の解決を目指します。

(2) 運営方針

① 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

② 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援します。

③ 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

④ 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

(3) 共生会 キャッチフレーズ

「わたしらしさ、あなたらしさを大切に」

※ 「ほほえみの里」では、「わたしらしさ」＝「職員」、「あなたらしさ」＝「入所者」と捉え、これまで以上に入所者を大切に、そして、職員も大切にしていきます。

3 「ほほえみの里」理念

【 人の里 】

高齢者やその家族が抱える問題を的確に受け止め、個々の利用者に必要なサービスを提供し、入所者の人権が尊重される施設です。

【 地の里 】

地元町内会を始め、広く地域社会に開放され、区民に支えられ、そして信頼を得られる地域開放型の施設です。

【 福の里 】

葛飾区の福祉、保健、医療が有機的連携のもとに、総合的、包括的な支援やサービスが提供できる拠点施設です。

【 愛の里 】

入所者のそれぞれが、社会を築いてきた人生の先駆者として尊重され、のびのびと生活ができるよう支援する施設です。

4 SWOT分析

令和6（2024）年度と同様に、7（2025）年度も「ほほえみの里」の事業の現状を把握し、課題の解決と経営戦略を立案するための枠組みとなる「SWOT分析」を職員全員参画でおこないました。

※ SWOT分析（内部環境と外部環境を、強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）で分類したもの）の詳細は、別添１のとおり

5 中期経営計画

SWOT分析を参考にしながら、以下のとおり中期経営計画の項目としました。

- （１） サービス向上への取り組み
- （２） 組織強化への取り組み
- （３） 人材確保・定着・育成への取り組み
- （４） 経営基盤充実に係る取り組み
- （５） 施設改修及び設備更新の計画的推進への取り組み

※ 詳細は、別添２のとおり

ただし、職員から提出された意見、指摘等の数量が多いため、抜粋、分割してあります。

6 各セクション別中期経営計画

「ほほえみの里」の職員が取り組むべき課題と時期などについてまとめています。

※ 詳細は、別添３のとおり

7 「中長期施設改修及び設備更新計画」

令和１０（2028）年度までに改修又は更新が必要な機器及び設備をまとめています。

※ 詳細は、別添４のとおり

8 中期財務計画

事業活動による収支の実績及び見込（目標）をまとめています。

※ 詳細は、別添４のとおり

SWOT分析 (1)

別添 1

内部環境	強み	弱み
	ア) 職員の採用、育成、定着など	
	① 他施設と比べて常勤介護職員の数が多い ② 職員間の連携が良い ③ 介護福祉士所持率95% ④ OJTの丁寧さ、充実 ⑤ マニュアルがしっかり整備されている ⑥ 研修受講の機会が多い ⑦ 実習生から職員になる流れが続いている ⑧ 採用時に施設長が法人の理念を説明し採用している ⑨ 経験者や他施設での知り合いなどの入社が多い	① 正職員が多く非常勤職員が少ない ② 職員間での意見のやり取りが盛んでない ③ 離職率は低いが、ベテランばかりで鎖国みたいな状態 ④ OJTに時間を掛け過ぎ、独り立ちの期間が長い ⑤ 職員の知識、技術レベルに差がある ⑥ 職員のスキルアップの機会が少ない ⑦ 採用のハードルが高い ⑧ 新規職員の採用（特に新卒）が、必ずしも順調とはいえない ⑨ 若手（20代）の職員が減っている ⑩ 定着率が良いが故に、一部役職が長期化してしまっている ⑪ 外国人の採用経験がない ⑫ 人手不足を感じる ⑬ 女性の役職が少ない
	イ) 勤務条件（給与、休日など）	
	① 年収は、他の施設より高い ② 有給が取りやすい（年間休日が多い） ③ 残業がそれほど多くない。（職種による） ④ 家庭の事情でお休みする時も調整してくれるため働きやすい	① 役職に就かないと昇給が望めない ② 介護職員は年次有給休暇を取りにくい ③ 職種、職員により残業が多い ④ 住宅手当が少ない ⑤ 130万円の壁があるため、勤務時間を増やせない
	ウ) 組織運営	
	① 職員間の連携が良い ② 定期的な会議が実施されている ③ ボランティアの方が、長期間活動している ④ 隣接して同じ法人運営の地域包括がある ⑤ ご利用者の食事（硬さ・飲み込みやすさ）が確立されている ⑥ ベテラン層が多く、経験に基づき判断ができる ⑦ 自由な発想でチャレンジしたいことができる	① 部署間の連携がスムーズでない印象がある ② 会議が多く、定期的な残業が発生している ③ ボランティアの固定化、高齢化が進んでいる ④ 地域包括との連携、協力、信頼感が弱い ⑤ 施設行事が少なくPRが弱い ⑥ 新しいアイデアや考えを取り入れにくい ⑦ 古い介護技術のまま、改善が図りにくい ⑧ 法人から高齢者事業の期待感が感じられない
	エ) サービス	
	① 長年のノウハウから、施設の指針がはっきりしている ② 看取介護の長期の実績がある ③ 利用者の食事のバリエーションが多く、選択食、行事食もある ④ 従来型特養などで利用料が安い ⑤ 地域に一定の評価がある	① 前例踏襲で業務や行事を行う傾向がある ② 人手不足でご家族の要望も多く応えられない ③ 行事が少なく、ご利用者の生活の楽しみが少ない ④ 従来型特養ならではの感染症対応に限界がある ⑤ すぐれたケアが実践されていることが知られていない ⑥ ホームページからご利用者の日常の様子が見えにくい
	オ) 経営	
① 区の土地・建物を無償賃借している（建替積立、減価償却なし）	① 築20年経過による大規模修繕、備品更新経費増 ② 職員紹介会社手数料の増（経営が安定しない）	
外部要因	機会（事業機会）	脅威（阻害要因）
	ア) 世の中の状況	
	① 入所希望者のさらなる増加 ② 高齢化社会さらなる進展 ③ 介護保険法で自立支援が求められている ④ DX化の推進が必要 ⑤ 働く環境を重視する風潮がある ⑥ 葛飾区での実績と評価がある ⑦ 介護職のイメージが良くなってきている ⑧ 看取り介護が多く、世間のニーズに合っている ⑨ ユニット型の利用料よりも従来型の利用料は低料金 ⑩ 在宅介護は少子化や高齢化で厳しい	① 特養が乱立し、人材の取り合いが過熱している ② 全国的に施設が増えており、特養待機者の減少がみられている ③ 施設のイメージが悪く、モチベーションアップにつながらない ④ 物価高騰により経営に支障が出るおそれがある ⑤ AIやロボット技術の発展 ⑥ 従来型特養は敬遠されがち ⑦ 在宅生活の理解が低い ⑧ お年寄りばかり増え若い人が少なく、老々介護になってしまう
	イ) 入所希望者	
	① 入所希望者がいる ② 特別な営業活動なしでも入所希望者はある程度見込める状況 ③ 従来型特養として、入所を希望する方が多い	① 医療依存度の高い入所希望者に対応できない ② 入所希望者が戦後生まれの方が多くなっている ③ ショートステイが難しい ④ 感染症対応に対する意識の差が大きい
	ウ) 共生会の方針	
	① 義務的経費が増えている ② 共生会として介護施設は1つしかない	
	エ) 施設、設備	
	① 施設の重要性は高まる ② 従来型であるため料金が安価 ③ 20年以上の実績がある ④ ICTの導入が進んでいる ⑤ 研修機会が多く、インターネット環境が整備されている ⑥ 施設、設備は老朽化している	① 施設の老朽化による修繕や設備の故障が増えている ② 特養の空床期間が長い ③ 災害対策が十分とは言えない

SWOT分析 (2)

別添1

強みを活かして機会を捉える戦略は？	弱みを補強して機会を逃がさない戦略は？
ア) 職員の採用、育成、定着など	
① 永年勤続職員のデジタル化 ② 学校関連で、実地研修からの職員採用の確保 ③ SNSの積極的活用（ICTの強化への対応） ④ 実習生の指導方法の強化 ⑤ 学校では経験できない機会を増やす ⑥ 実習生を積極的に受け入れ、良質な介護人材を確保する ⑦ ホームページの強化（就職説明会や学校へのアピール） ⑧ 若手の職歴を伸ばし、リーダー層を厚くする ⑨ 介護のプロが揃っていることを積極的にアピールする ⑩ 有資格者の多さをホームページなどでPRする ⑪ サービスの質をPRし、地域住民の評価を維持する ⑫ 学校等を訪問して施設の紹介を行う	① 外置人員の採用 ② 遠いが活用用の拡充 ③ 学校等に声をかける ④ 職員のスキルアップを図り、自信につなげる ⑤ 職員の働き方改革を推進した業務改善 ⑥ 人材の確保 ⑦ 福利厚生を充実 ⑧ 面談の機会を増やす ⑨ 施設間（人事）交流
イ) 勤務条件（給与、休日など）	
① （職員に対する）待遇がとてつもない ② 良い人材にアピールできれば、チームが強くなる ③ 魅力ある福利厚生をアピールする ④ 職員が法人の理念を理解して従事する ⑤ 働く環境が良い	① 賃金のアップ ② 風通しの良い職場 ③ 残業時間の減少 ④ 仕事量の見直し ⑤ 会議、事務作業の改善 ⑥ ライフワークバランスを考えた職場環境の改善
ウ) 組織運営	
① 地域との交流、地域活動に特養職員が参加してアピールする ② ボランティアとの交流を深める ③ 食事の試食会を開催、地域の方にPRする ④ 職員個々のスキルアップを図り、効率的な業務をおこなう ⑤ 接客マナーやプレゼンテーション技術を学ぶ ⑥ 職員の定着率が高いことから、ショートステイを継続していくべき ⑦ 職員の専門性の向上を図る	① 介護教室や相談会を地域で開催し、施設の存在価値を上げる ② 行事を増やし、地域にも発信してPRする ③ 特養入所待機者を増やす（空床を作らない） ④ 他の特養との違いをアピールし、入所者が増えるようにする ⑤ 業務の生産性向上の機器導入や仕組み作りの検討 ⑥ 職員同士が気軽に話し合える組織を目指す ⑦ 研修への参加や他施設との交流 ⑧ こまめな広報活動をおこない、施設の状況を知ってもらう ⑨ レクリエーションやイベントの充実 ⑩ 特養と地域包括支援センターとの連携 ⑪ 前例踏襲ではなく、常に改善意欲を持って業務に臨む ⑫ 見取介護や終末期について、ご家族への通知をおこなう
エ) サービス	
① 現在行っていることは、引き続き行っていく ② ショートステイを特養床へ転用する	① SNSで発信し、理解を深めてもらう ② 地域住民との関わりを増やしていく
オ) 経営	
① 本部に収めている予算を施設の経営に活用する	

強みをさらに強化して脅威を克服する戦略は？	弱みを補強して最悪の事態を回避する戦略は？
ア) 職員の採用、育成、定着など	
① 永年勤続、ベストサービスマナー職員などの表彰の実施 ② 定年を引上げ、若手リーダーのサポート業務をせしめよう ③ 人手不足の解消 ④ 外置職員の積極的な雇用を進める ⑤ 就職したいと思われる採用案内の作成 ⑥ 職員の育成をさらに強化し手厚い対応やサービスの向上 ⑦ 質の高いサービス提供のための研修の充実 ⑧ 職員の能力にあわせた賃金体系 ⑨ 適正な人事考課の実施 ⑩ 必要な人材を明確化し、それに合った研修機会を確保する ⑪ 多様な働き方ができる環境づくり	① 次世代リーダーの育成 ② 人手不足解消に向け、外置職員を受け入れる ③ 専門的な職員の育成 ④ 新卒を対象とした就職の合同説明会への参加 ⑤ 卒業生による介護福祉士養成学校での就職説明会 ⑥ パート職員、ボランティアの活用を図る ⑦ 福祉に興味のある未経験者の採用（資格取得費用は施設で負担） ⑧ 適正な人事考課 ⑨ 離職者が少ない給与（賞与）水準 ⑩ 魅力のある求人内容（休み日数・給付金）を提示する ⑪ 老朽化した施設、設備の速やかな改善
イ) 勤務条件（給与、休日など）	
① モチベーションアップのための賞上げ、福利厚生の充実 ② 時間外以外の手当（特に年末年始）の増 ③ 定着率、永年勤続のメリット等をアピールする ④ リフレッシュ休暇や手当の創出 ⑤ 資格取得支援を充実させる	① 仕事に見合った給料にする ② 安心して働ける環境 ③ 職員が経営に参加できる環境づくり
ウ) 組織運営	
① 小中学生の職場体験を受け入れる ② イベントなどを増やし利用者の満足度を上げる ③ ベテラン・中堅を中心に新人育成しながら施設運営を行う ④ 職員に対し、上長から「ねぎらい」の言葉をかける ⑤ 地域のお祭りに参加するなど、地域に出かけてPRする ⑥ 経営戦略チームの創出 ⑦ 研修、特に新人教育の手厚さをPRする ⑧ 魅力的な選ばれる施設を目指す ⑨ 仕事を続けやすい環境を作る ⑩ ハラスメントのない職場づくり ⑪ 個々のケースの検証など、経験を積み重ねられる体制づくり ⑫ 他施設の取り組みを取り入れる	① 生産性向上に一人ひとりが考え、取り組む ② 特養の入所率、ショートステイの利用率の増加 ③ 施設の魅力を伝えるPR活動 ④ 日ごろから「挨拶」の大切さを指導し、ご家族と信頼関係を築く ⑤ 事業の評価・検証をしていく ⑥ 最新の介護技術によるサービスの提供をアピールする ⑦ マンネリ化を防ぐため、異期化している役職の改革をおこなう ⑧ 新しい施設を作り、異動できる環境を整備する ⑨ 職員の疑問に対して、本人が納得できる説明をおこなう ⑩ 組織としての意思決定プロセスの見える化を図る ⑪ ワークライフバランスのとれた職場環境づくり ⑫ ホームページのブログを充実させ、ご利用者の日常を伝える ⑬ SNSの積極的な活用
エ) サービス	
① ご利用者の外出、面会の方法を、コロナ化以前の状況に近づける	① 行事内容について、ご利用者のアンケートをとる ② ロボットやAIにはできない、人としてのサービスを充実する ③ ご利用者の生活の様子を、ご家族にこまめにお伝えする
オ) 経営	
① ご利用者を獲得して安定した経営につなげ 資金確保に努める ② 他法人との交流をおこなう	① 本部に収めている予算を施設の経営に活用する

中期経営計画（施設（経営層：施設長、統括主任、事務局事務））（別添2）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施管理	検討実施	実施	実施	介護・看護等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施管理	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③		看取り対応などで要件を満たす医療機関を定める	検討実施	実施	実施	看護
④		無資格者に対する認知症基礎研修の受講	実施	実施	実施	介護
⑤		第2種協定医療機関との新興感染症対応の取り決め	検討実施	実施	実施	看護
⑥		生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）	試行実施	改善	改善	生産性向上（ICT、LIFE）
⑦		重要事項説明書のホームページへの掲載	実施	実施	実施	生活相談員
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と人件費の抑制等支出の削減	改善	改善	改善	全セクション
⑨		人事考課の評価項目の見直し、評価水準の見直し	検討	試行、改善	実施	役職者
⑩		計画的な施設整備等積立と大規模改修の実施	検討	改善	改善	全セクション
⑪	人材確保・育成・定着	職員が生き生きとして仕事に従事し、長期にライフプランを描けるようなキャリアパスの見直し	検討	試行	改善	全セクション
⑫		年度初めに個人目標を設定し、定期面接、年度末の評価の実施など、人事評価制度の見直し	検討	試行	改善	全セクション
⑬		職員参画による加算取得の取組（選定・整備）	検討実施	検討実施	検討実施	相談員、関係セクション
⑭		法人・施設の理念の職員周知	実施	実施	実施	全セクション
⑮		ハラスメント対策の推進	実施	実施	実施	全セクション
⑯	法令順守	法改正などに沿った規程制定・改正	実施	実施	実施	全セクション
⑰		法人定款及び経理規程を順守した契約等の実施	実施	実施	実施	全セクション
⑱	アフターコロナ	アフターコロナの面会、イベント、ボランティア、家族参加の検討・実施	検討実施	改善	実施	全セクション

中期経営計画（生活相談員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R6報酬改定義務化	生産性向上（チームブレイン、省力化、戦略化等）の取組及び他 セクションとの業務分担の見直し提案	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上委、介護、 経営層
②		重要事項説明書のホームページへの掲載	実施	実施	実施	経営層、事務
③		特養床＋SS床の年間稼働数128床を目指す	124	124	128	全セクション
④		職員負担・感染症リスク軽減のためSSの中・長期利用（提案 関係セクションと連携した加算取得の取組（整備、要件）	試行	見直し	本格実施	経営層
⑤		地域のケアマネとのネットワークの強化（地域連絡会等の参 加）	検討実施 改善	検討実施 改善	検討実施 改善	全セクション 地域包括
⑥	安定した経営	営業センスを身に着ける（外部研修などの参加）	試行	見直し	本格実施	地域包括
⑦		アフターコロナの国会、ポランティア活動の検討	試行	見直し	本格実施	外部研修
⑧	アフターコロナ		検討実施	改善	実施	経営層、介護、医療

中期経営計画（ケアマネジャー）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	介護・看護等
②		従前より活動している身体拘束委員会との連携による、虐待 防止委員会定期開催、研修等の実施協力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③	R6報酬改定	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の協力	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上（ICT、LIFE）
④		利用者・家族のニーズを的確に握り、利用者が持てる能力を 維持し、糧やかにお元気に生活できるプランを作成する。	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑤	介護計画作成	アフターコロナの家族面会、外出、家族協力などプラン化の 検討実施	検討実施	改善	実施	経営層、生活相談員、 介護、医療
⑥	リスクマネジメント	とアリハットの運営会館での共有、事故対策委員会での原因 追及と再発防止策の徹底により、重大事故を未然に防ぐ	継続実施	継続実施	継続実施	介護職
⑦	身体拘束廃止	介護職員等を対象にした研修を実施し、介護職員等の意識を 高め、看護職員、機能訓練と連携し身体拘束の対応に取り 組む	身体拘束0	身体拘束0	身体拘束0	介護、看護、機能訓練
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と支出の削減の協力	検討実施	検討実施	検討実施	全セクション
⑨	人材確保定着	若手介護福祉士のケアマネ資格取得支援	検討 継続実施	検討 継続実施	検討 継続実施	経営層 全セクション
⑩		対介護感指導を含めたハラスメント対策の推進	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑪	介護職支援	ケアプラン作成、見直しの際、指導、助言による計画作成の 能力向上	継続実施	継続実施	継続実施	介護

中期経営計画（看護職員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	感染症BCPの研修、訓練等の実施の指導・助言	検討実施	実施	実施	経営層・介護等
②		自然災害BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	全セクション
③		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	実施	実施	実施	虐待防止委員会
④		感染症・看取り対応の要件を満たす医療機関を定める	検討・実施	実施	実施	経営層・介護等
⑤		第2種特定医療機関との新型コロナウイルス感染症対応の取り組み	検討・実施	実施	実施	経営層・介護等
⑥	R6報酬改定義務化対応	生産性向上の取組	試行・実施	改善	改善	生産性向上（ICI、LIFE）
⑦	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と支出の削減	協力	協力	協力	全セクション
⑧	介護職支援	感染症拡大予防、医学的知識の啓発等、介護職員への相談、指導、助言を積極的に行う	継続実施	継続実施	継続実施	介護
⑨	人材確保・育成・定着	看護職員の確保および次世代職員の育成	実施	実施	実施	経営層・介護等
⑩		介護職を含めた職員指導・対応時のハラスメント予防	実施	実施	実施	全セクション
⑪		高度化・高齢化、様々な疾病を抱える利用者の適切な健康管理を実施する	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑫	利用者健康増進	区務に係る職業事故の内容を分析し対策を行う	年間20件以下	年間15件	年間10件	介護
⑬	職員健康管理	定期健康診断の実施、健康相談に応じ、感染予防を指導助言を行う	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション

中期経営計画（機能訓練指導員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定 義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	介護・看護等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③		生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）への参画	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上（ICI、LIFE）
④		LIFEの定期入力、フィードバックの活用	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上（ICI、LIFE）
⑤	介護職支援	介護職員の腰痛予防対策の指導、助言（介助技術、リフト等） 移乗支援機器の活用含む	継続実施	継続実施	継続実施	介護
⑥	利用者支援	高度化防止、自立支援の推進のための指導・助言	継続実施	継続実施	継続実施	介護、看護
⑦		計画的な福祉用具（車いす等）の買い替え	車いす10台	車いす10台	車いす10台	経営層・介護
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算）と支出の削減の実施・協力、補助金活用による次世代機器導入	継続実施	継続実施	継続実施	経営層・介護
⑨	人材確保・育成・定着	介護職への指導・助言時のハラスメント対策	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑩		機能訓練指導員に留まらず介護職員を含めた次世代職員の育成	検討実施	検討実施	検討実施	経営層・介護

中期経営計画（介護職員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	経営層・看護等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施管理	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③		無資格者に対する認知症基礎研修の受講	実施	実施	実施	介護、経営層
④	R6報酬改定義務化	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の主体的役割を果たす	検討実施	改善	改善	経営層、生産性向上（ICT、LIFE）
⑤		主任はフロアのマネージャーとして、職員への情報共有、指示事項の説明・理解・共感をよう努める	検討実施	改善	改善	経営層、全セクション
⑥		自立支援・重症化防止の取組	継続実施	継続実施	継続実施	医務、機能訓練
⑦	安定した経営	稼働率向上、加算取得を貢献した収入の確保と取引先、行事の実施方法の見直しなど支出の削減の励行	検討実施	改善	改善	経営層、事務、主任
⑧		統括主任業務の見直し（有給休暇・経費簿、シフト表作成の各主任への権限移譲。）による人材育成	改善	改善	改善	経営層、統括主任、主任
⑨		キャリアパス見直しへの意見募集、協力	検討	検討	改善	経営層
⑩	人材確保・育成・定着	人事評価制度の見直しへの意見募集、協力	検討	検討	改善	経営層
⑪		介護福祉士実習生に対する懇切丁寧な受け入れ指導	継続実施	継続実施	継続実施	養成学校
⑫		職員紹介制度を活用した知り合いへの就労の受け付け	継続実施	継続実施	継続実施	経営層、主任
⑬		運営会議資料閲覧等による施設運営の周知	実施	実施	実施	主任
⑭		各種ハラスメント対策の推進の協力	実施	実施	実施	経営層
⑮		プロとしての腰痛予防、健康管理の励行	継続実施	継続実施	継続実施	医務、機能訓練
⑯		週4日10時間勤務など新しい働き方を検討する	検討	検討	検討	経営層
⑰		身体拘束ゼロの取組	年間0	年間0	年間0	ケアマネ
⑱		虐待ゼロの取組	年間0	年間0	年間0	虐待防止委員会
⑲		とアリハット件数増加により事故対策の職員周知、理解、実施により事故を防止する	年間10件以上	年間10件以上	年間10件以上	ケアマネ、医務、経営層
⑳	法令順守	介護事故報告及び再発防止策の職員周知、理解、実施による事故数の低減	年間24件以下	年間18件以下	年間12件以下	ケアマネ、医務、経営層
㉑		ケアプランの着実な実施、日々の観察による家族連絡、ケアプランの見直し	継続実施	継続実施	継続実施	ケアマネ、機能訓練、医務
㉒		過去にとらわれことなく、重症化・高齢化の利用者にフィットしたクラブや行事の見直し、実施	改善	改善	改善	経営層、若手介護職員
㉓	利用者サービス	レクレーション、行事担当者の育成	検討	改善	改善	経営層、若手介護職員
㉔		他セクションの協力による日々の楽しみの実施	検討実施	改善	改善	統括主任の権限移譲
㉕		アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力への検討、実施	検討実施	改善	改善	1階職員、地域包括
㉖	アフターコロナ		検討実施	改善	実施	経営層、生活相談員、医務

中期経営計画（管理栄養士）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施極力及び備蓄食のローリングストック等の実施	検討実施	改善	改善	介護、看護、事務等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施極力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③	R6報酬改定	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の極力及び業務見直し等による超過勤務の軽減	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上（ICT、LIFE）
④	安定した経営	委託業者の提案や工夫による現食材費・委託費の維持、適正な物品管理により、支出の抑制を図る	改善	改善	改善	全セクション
⑤		食の楽しみを尊重しつつ、高齢化、寝たきり、重度化、看取り等に対する食事の適切な量と質の見直し	検討実施	改善	改善	経営層、介護
⑥	食事提供	安全安心な食事提供に努め、配膳ミス・異物混入等の事故の原因究明・対策を講じながら、再発防止を図る	12件以下	12件以下	12件以下	委託業者、介護
⑦		イベント・行事食の企画・実施・改善	検討改善	検討改善	検討改善	経営層、介護、医務
⑧	人材確保・育成・定着	対委託業者を含めたハラスメント対策の推進	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑨		一人職種として次世代職員への円滑なバトンタッチ	検討	検討	検討	経営層
⑩	介護職支援	食事介助する介護職の意見を尊重しつつ、利用者の状況に応じた栄養摂取の知識や現実的な提案等の提案を行う	改善実施	改善実施	改善実施	介護

中期経営計画（地域包括支援センター）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修・訓練などの実施に協力をする	検討実施	実施	実施	介護・看護等
②	R6報酬改定	地域ケア会議などの委託業務を通して地域包括ケアシステム の深化・推進を図る	継続実施	継続実施	継続実施	生活相談員・介護・看護・地域の関係機関等
③	安定した経営	介護予防ケアプランの件数増を目指す	継続実施	継続実施	継続実施	地域の関係機関
④		委託連携加算を取得する	継続実施	継続実施	継続実施	地域の関係機関
⑤		キャリアパスの見直しに協力をする	検討	検討	改善	経営層
⑥		人事評価制度の見直しに協力をする	検討	検討	改善	経営層
⑦	人材確保定着	事業所内に法人・施設の理念を掲示し、職員への周知を行う	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑧		事業所内に相談窓口の掲示、研修受講を通してハラスメント 対策を推進する	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑨		新人教育の一環としてOJTを実施する	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑩	法令順守	法改正などに沿った規程制定・改正へ協力をする	検討実施	検討実施	検討実施	経営層
⑪	委託業務の適切な実施	葛飾区からの委託業務内容を適切に実施し、年度ごとに委託 契約を更新する	実施	実施	実施	経営層
⑫	ほほえみの里との連携	虐待事例など緊急シートの受入れについて連携を図る	継続実施	継続実施	継続実施	生活相談員
		特養職員を講師として派遣要請をする	継続実施	継続実施	継続実施	介護等
		特養行事と社会資源のマージングを行う	検討実施	改善	改善	経営層
⑬		記録の閲覧などタブレット端末の活用し、業務の効率化を図 る	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑭	ICTの推進	会議や研修などでオンライン会議システムを活用し、業務の 効率化を図る	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑮		令和7年5月に介護予防ケアマネジメント費の請求が標準シス テムに移行するため、スムーズに移行できるよう準備・実施 をする	検討	検討実施	実施	経営層

東四つ木ほえみの里 中・長期施設改修及び設備更新計画

優先 ランク	種別	年 度 20	2018(H30)	2019(H1)	2020(H2)	2021(H3)	2022(H4)	2023(H5)	2024(H6)	2025(H7)	2026(H8)	2027(H9)	2028(H10)	10～
	建築後年数			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	浴室改修	21,610,000	17,300,000		1,232,000				550,000					
B	廊下改修	(4階浴室改修)		(2・3階浴室改修)			1,540,000							
C	廊下防水						(床改修)						72,000,000	
C	外壁塗装													
B	1階内装													
B	給水管													
B	排水管													
B	排水管除菌洗浄								300,000			300,000		
C	屋内用火栓設備	648,000												
A	煙火設備	(※外構ハセル蓋)												
A	自動火災通報設備													
A	エレベーター					4,015,000			8,844,000		100,000,000			
	1階面金庫キッチン撤去					11,722,000								
	多量薬物薬化(3部庫)					935,000								
B	1階洗面台													
B	自動ドア設置交換													
A	トイレ						2,640,000		1,971,000					
A	空調機(冷暖管除く)								107,000					
A	空調機(冷暖管含む)								1,332,000					
	受変電設備													
	電話機 デジタル交換機					5,764,000								
	ナースコール					3,902,000								
	wifi設備					7,150,000								
	防犯カメラ													
	自家発電機				20,260,000		14,900,000		216,000					
	非常用バッテリー				6,260,000		(BCP蓄電池)							
	隣任御装置(3台)					8,800,000								
A	電気温水器							1,055,000		800,000	800,000	800,000	800,000	
B	空調機分解洗浄								3,980,000					
	電気錠								1,186,000					
	iPad(6台)+3台					254,000		149,000						
	iPhone(34台)+1台					1,660,000								
	ハイスル測定器			217,000		441,000								
	胃守りカメラ					1,604,000								
	ほのぼのの3台					1,503,000								
	ほのぼのの3台							224,400						
	バス(バスケットバス/ノートブック)							376,200						
	バス(バスケットバス/ノートブック)							108,000						
C	業務用洗濯機							(ノート)						
C	業務用乾燥機								2,507,000					
	業務用洗剤					136,000								
	洗濯機(乾燥含む)			112,000	168,000									
	乾燥機(乾燥含む)			40,000					90,000					
	交知車			2,029,000	2,105,000									
A	介護用リフト	120,000		(ハネネット)		1,505,000		149,000		760,000	760,000	760,000	760,000	
A	セリナー			98,000	112,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
A	床張り及建替ベッド			1,100,000	6,672,000	1,872,000	3,900,000	1,555,000	1,672,000	1,672,000	1,672,000	1,672,000	1,672,000	
A	ベッドフレーム(購入車)			437,000	426,000			420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	
A	車いす(修繕含む)			600,000	1,664,000	50,000		473,000	584,000	650,000	650,000	650,000	650,000	
	配膳車(3台)	778,000		(車いす10台)						(車いす10台)	(車いす10台)	(車いす10台)	(車いす10台)	
	介護ロボット	907,000		4,313,000										
	介護車	(ハロ2匹)		412,000		190,000								
	ストレッチャー					297,000								
	加圧器			90,000										
	改修等経費合計	24,063,000	22,345,000	43,599,000	43,599,000	51,513,000	23,100,000	4,509,600	24,579,000	126,372,000	104,422,000	21,222,000	76,422,000	498,083,600
	区等補助金	17,611,000	15,492,000	31,133,000	31,133,000	35,173,000	10,419,000	1,180,000	0	100,608,000	75,000,000	12,373,000	34,000,000	335,360,000
	施設負担額	6,452,000	6,853,000	12,466,000	12,466,000	16,340,000	12,681,000	3,349,600	24,579,000	25,764,000	29,422,000	8,847,000	22,422,000	162,723,600
	積立金残額(前年度末)	20,250,000	17,850,000	21,250,000	21,250,000	82,300,000	62,300,000	86,300,000	118,300,000	105,300,000	85,300,000	65,300,000	80,300,000	106,850,000
	積立金取崩額(当年度)	5,000,000	5,000,000	21,250,000	21,250,000	20,000,000	0	0	10,000,000	20,000,000	20,000,000	0	10,000,000	0
	積立金(当年度)	2,600,000	9,000,000	82,300,000	82,300,000	0	24,000,000	29,000,000	108,300,000	85,300,000	65,300,000	15,000,000	70,300,000	159,300,000
	積立額合計(当年度末)	17,850,000	21,250,000	82,300,000	82,300,000	82,300,000	86,300,000	118,300,000	108,300,000	85,300,000	65,300,000	80,300,000	106,850,000	159,300,000

※令和2年度末までは実績。令和3年度末修繕積立金を施設整備等積立金に報告。

修繕ランク

A: 5年以内に実施 B: 6～10年以内に実施 C: 11年以上に実施

財務計画（令和4年度～令和7年度）

（別添4）
（事業活動収支：特養サービス区分）

	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度	令和7年度
収 入	532,788,000	573,271,000	600,344,000	591,835,000
施設介護報酬	410,653,000	439,164,000	464,031,000	462,866,000
利用者等利用料収入	104,949,000	114,150,000	119,751,000	119,195,000
その他の事業収入	14,128,000	11,968,000	11,860,000	9,361,000
区補助金	4,052,000	600,000	150,000	100,000
都補助金	6,224,000	11,368,000	11,710,000	9,261,000
国補助金	3,852,000	0	0	0
その他の収入等	3,058,000	7,989,000	4,702,000	413,000
支 出	529,157,000	542,676,000	573,533,000	568,806,000
人件費支出	347,810,000	372,616,000	376,407,000	375,194,000
事業費支出	97,435,000	89,255,000	97,167,000	100,874,000
事務費支出	83,739,000	80,691,000	99,766,000	92,554,000
修繕費支出	7,316,000	5,496,000	18,384,000	8,000,000
その他	173,000	114,000	193,000	184,000
収支差額	3,631,000	30,595,000	26,811,000	23,029,000

<脚注>

○令和6年度の収支は、令和6年12月までの実績に基づく予測。

○令和7年度収支については、当初予算編成の時期とズレるため、一致しない。

令和7年（2025年）度 事業計画

東 四 つ 木 ほ ほ え み の 里 地域包括支援センター 東四つ木

1 事業計画の策定にあたって

令和6年（2024）4月に改正介護保険法が施行されました。このときの改正は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点としたものです。

「ほほえみの里」では、第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度から8（2026）年度まで）の期間に合わせて「中期経営計画」を改訂するとともに、本事業計画を策定しています。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療ニーズの高いご利用者や看取り対応のため、協力医療機関との連携を進めています。

また、新興感染症や自然災害などの緊急事態に備え、「ほほえみの里」及び「地域包括支援センター東四つ木（立石分室を含みます。以下、同じ。）」の事業を継続、早期復旧するための対応（以下、「BCP」といいます。）として、令和4（2022）年度末に策定した「感染症BCP」及び「自然災害BCP」の定期的な見直し、研修、訓練をおこなっています。

高齢者虐待防止では、「虐待防止のための指針（令和4（2022）年7月策定）」に基づいた定期的な委員会の開催、「虐待の芽チェックシート」を活用した職員の振り返りや研修をおこなっています。

このほか、地域包括支援センター東四つ木では、「高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域が一体となり支援体制を構築する仕組み」である、地域包括ケアシステムの一翼を担う事業所として、求められる役割を引き続き果たしていきます。

3 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止といった法改正の主旨に沿い、多職種による連携を通じた取り組みの推進や、全国の介護施設等で記録されているご利用者の状態やケアの計画及び内容について、蓄積したデータを分析して情報提供される「科学的介護情報システム（以下、「L I F E」といいます。）」を活用した質の高い介護の実施を図ることに努めています。

4 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護現場の生産性向上の取り組みを推進するため、ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を目的としたＩＣＴ機器の導入や業務の一部を支援する介護助手の効果的な活用などの方策を議論する委員会を設置しています。

また、より多くの職員が満足できるよう、処遇改善加算の制度を活用しています。

５ 制度の安定性・持続可能性の確保

短期入所者生活介護の長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用をおこなっています。

６ 今後の取り組みと目標

令和３（２０２１）年から５（２０２３）年までの期間、「ほほえみの里」では新型コロナウイルス感染症対策を優先し、ご家族の面会や「ほほえみの里」内での行事を制限していたため、ご利用者やご家族の方々の楽しみを制限する結果となりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症流行以前の日常を取り戻すため、感染症対策に配慮しつつ、居室での面会、ご家族参加の行事などの復活に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

また、施設稼働率９５％以上を目標として収入を着実に確保し、開所２７年を迎える施設と設備の適切な維持、管理をおこなうとともに生産性の高い職場の構築により、質の高いサービスを提供していきます。

【1】 年度目標

1 施設運営

○ 「安定的な経営を継続する」

「ほほえみの里」は開設から27年を迎え、設備の更新や大規模改修経費の計画的な積立と取崩しが必要になるため、これまで以上に安定的な経営の継続を目指します。

歳入については、令和6（2024）年4月の介護報酬改定により約4%の増収となりました。今後も、介護福祉施設サービス費の新たな加算を取得することにより、歳入増を見込めるため積極的な加算の取得に取り組みます。さらに、7（2025）年2月には生活相談員を1名増員しましたので、職員の協働をすすめ、年度の早い時期に特養の満床を実現し、年間を通しての満床を目指します。

なお、国、都及び区の補助金は積極的に活用していきます。

歳出については、6（2024）年度に引き続き光熱水費や食材費の値上がりを見込み、介護用品や消耗品の使用方法の見直しをおこなうとともに、エアコンの適切な温度設定調整を継続することなどにより経費の節減に努めます。

また、7（2025）年度は生産性向上の取り組みの一環として、パソコンやiPadなどを今まで以上に効率的に活用し、超過勤務手当の削減を目指します。

○ 「介護報酬改定の主な改正点に適切に対応する」

令和6（2024）年度の介護報酬改定で3年間の経過措置がある

- ① 地域包括ケアシステム推進連携実質的稼働
- ② 自然災害BCP及び感染症BCPの更新と体制整備
- ③ 虐待防止対策

を着実に実施します。

また、6（2024）年度中に新たな協力医療機関が確保できたため、その連携体制の構築及び強化に努めます。

さらに、同様に3年間の経過措置がある「生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」を検討する既存の委員会は構成員を見直し、ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に効果のある方法を検討し、実施していきます。

○ 「次世代を担う職員を育成する」

「ほほえみの里」では、各部署の責任者にあたる統括主任並びに主任の多くが50歳代を占めており、次の世代を担う人材育成が喫緊な課題です。

令和7（2025）年度は、リーダー層向け研修の実施、各職種の統括主任や主任が担っていた業務を下位の役職者への移管と権限の委譲を進めていきます。

さらに、中期計画の見直し作業に若手職員を参画させ、自ら考え、役割を果たすために行動できる次世代職員の育成をおこなっていきます。

また、人事考課制度の見直しに着手し、役職者による職員ヒアリングは継続的に実施して

いきます。

2 生活相談員

○ 「円滑な入退所調整業務を行い、稼働率向上と選ばれる施設を目指す」

区内の特養入所申込者及び待機者はいずれも増加傾向にあり、「ほほえみの里」も例外ではありません。

このような状況にあって、入所を希望されている方（ご家族を含みます。）に対して、他部署と連携、協働しながら入退所調整業務をおこなっています。

入所を希望されている方の施設見学や相談対応では、相談内容の主旨を的確に把握し、相談相手の身になって適切な助言ができるように心がけているほか、「ほほえみの里」の職員体制や費用面の説明に加え、可能な範囲で居室をご覧いただくなど、より丁寧な対応を心がけています。

こうした取り組みを一つひとつ積み重ねていくことで、地域の皆さまから選ばれ、稼働率の高い特養が実現できると確信しています。

また、数日から数週間の短期入所生活介護（以下、「ショートステイ」といいます。）の希望や、区の事業である「葛飾区家族等介護支援事業」の利用受入れにも可能な範囲で対応しています。

令和7（2025）年度は、6（2024）年度と同様、1日あたりの平均利用者124名を目標に入退所調整に努めます。

3 介護職員

○ 「腰痛予防の取り組みを図る」

介護職員が腰痛を発症することなく介護の仕事を長く続けられるよう、看護師や機能訓練指導員と連携を図り、「介護技術動作マニュアル」に沿った介護技術の研修会を開催するとともに、次世代機器のさらなる活用を目指します。

また、新たな腰痛予防体操を導入し、腰痛予防への取り組みをさらに充実していきます。

4 看護職員

○ 「医務業務のスリム化と低コスト化を図る」

I C T化による業務の見直しを引き続きおこなっていきます。

令和6（2024）年度は、ご利用者の配薬業務を「ほほえみの里」の看護職員から外部の薬局に委託しました。

今後も引き続き、定期的に医務室内での打ち合わせをおこない、ご利用者の安全、安心な生活を維持するための業務改善に取り組んでいきます。

現在、試行錯誤を続けているところもありますが、業務の見直しによる改善効果が少しずつ出ています。

また、医療と介護の連携強化への取り組みについては、引き続き、施設長をはじめ関係部署と調整していきます。

5 機能訓練指導員

○ 「ご利用者の必要性に沿った機能訓練サービスの提供」

ご利用者の一人ひとりが、日常生活を送るうえで必要な身体能力を維持していくため、生活環境の設定や個別機能訓練計画の策定などに取り組んでいますが、ご利用者の重度化の進捗状況などにより訓練内容も多岐にわたっています。

このため、令和6（2024）年10月から、個別での訓練を望まれるご利用者やご家族については、訪問マッサージを利用させていただくことになりました。

7（2025）年度も引き続き、ご利用者一人ひとりの必要性に合わせて、訪問マッサージ事業所とも連携しながら、ご利用者の身体機能や能力の維持、重度化予防に努めていきます。

6 栄養士

○ 「夕食「栄養ケア食」の内容を向上し、ご利用者一人ひとりに合った対応が可能なものに高めていく」

夕食「栄養ケア食」は、極少量高栄養な夕食2品献立として、食事形態（常食～ミキサー食）に関わらず栄養が摂取でき、低栄養状態の改善に一定の効果が見られています。

食事が十分に食べられないご利用者への特別な夕食の提供方法について、引き続き、改良、改善に取り組んでいきます。また、新たに栄養補助食品への置き換え食（非常用に備蓄している食品からの転用）もおこなっていきます。

○ 「適切なトロミ剤の使用方法について、基礎から応用まで学びの機会を設ける」

日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士の資格を持つ外部の専門スタッフの協力のもと、安全で適切なトロミ調整方法について、各部署の職員が専門スタッフの指導を受ける機会を設け、施設全体でご利用者にとって安全なトロミ剤の使用を徹底していきます。

7 地域包括支援センター

○ 「複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に適切な支援を行い、地域共生社会の観点に立った包括的な支援を実践します」

地域との関係や家族関係の希薄化、8050問題、経済的困窮等、高齢者をとりまく課題は様々な原因が重なり、複合化、複雑化しています。

地域包括支援センター東四つ木では、情報提供、相談、ケア計画の作成、サービス調整、個別ケース会議など、総合相談支援事業を丁寧に実践することで課題を整理し、様々な専門職や関係機関と連携して地域の課題を解決していきます。

8 事務

○ 「適切な収支管理と各種の法改正に伴った処理を行います」

収支にかかる適切な予算管理、債権の確実な回収と適正な支出管理を行い、素早い経営状況の把握と情報の提供に努めます。

また、職員が安心して働けるよう、社会保険等に関する労務手続を適切に処理します。また、国や東京都から支払われる処遇改善に関する加算や、その他特別手当等を適切に職員へ届けます

【2】 運営管理

1 運営管理

(1) 感染症対策

令和6（2024）年度は感染症対策を継続しておこない、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防に努め、感染者が出た場合であっても、協力医療機関と連携しながら施設内療養を主に対応してきました。

7（2025）年度は、ご利用者やご家族の楽しみである面会や外出、行事の実施など、感染症対策に配慮しながら、新しい日常を見出していけるよう取り組んでいきます。

(2) 特養の入所調整

「ほほえみの里（特養）」の定員は123名ですが、令和6（2024）年度は年間を通じて平均7床の空床が生じていました。

「ほほえみの里」への入所を希望される方は多くいらっしゃいましたが、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの流行など、感染症の影響や生活相談員の人手不足から入所事務が進まなかったことも要因の一つです。

7（2025）年2月に生活相談員を1名増員することができましたので、7（2024）年度は早期の満床を目指します。

(3) 生産性の向上

令和6（2024）年4月の介護報酬改定に伴い、「生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」を検討する委員会の設置が求められました。

「ほほえみの里」でも様々な検討をおこない、6（2024）年は、郵送でおこなっていたご家族への各種のご案内を、7（2025）年度から、介護ソフト「ほのぼの」の「家族通知システム（つながる家族）」を活用し、請求書や領収書のほか、お知らせの文書などをスマートフォンやパソコンで送信できるようにします。

これによって、職員の事務負担が減り、生産性が向上することが期待できます。

(4) 人材の確保

人材の確保は年々厳しさを増しています。

全国の特養では、人材不足を補うことを目的に派遣職員や外国籍職員を採用していますが、「ほほえみの里」では、現時点で派遣職員や外国籍職員の採用を想定していません。

現在、「ほほえみの里」の職員数はほぼ充足しているほか、常勤職員のほとんどは国家資格を有していることが「ほほえみの里」の強みになっています。

この強みを活かし、例年、福祉大学や専門学校から実習生を受入れており、7（2025）年度も継続していきます。

また、地域包括支援センター東四つ木は、4月に所長を交代し、人員体制を整えました。

実務経験豊富な所長のもと職員の指導と育成に努めるとともに、引き続き、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業及びケアマネジメント支援など、包括的支援

事業を適切に実施していきます。

さらに、地域の高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた中核的な機関としての役割を果たしていきます。

(5) ご利用者の生活

ご利用者の重度化、高齢化が進み、「ほほえみの里」内でのクラブ活動や行事に参加していただくことが難しい状況が生じています。

令和7（2025）年度は、体操や旅先の風景の鑑賞など、高齢者施設向けのプログラムが装備されているカラオケ装置を導入し、ご利用者の楽しみの一助になるようにしていきます。

2 職員健康管理

職員が健康で日々の業務を遂行できるよう、必要時には健康相談をおこなっています。

また、感染症対策として出勤時の検温、手洗い、うがいの励行及び感染予防への注意喚起を継続しておこなっていきます。

感染症対策の3本柱の一つである「感染症を持ち込まない」ためには職員が感染しないことであり、職員一人ひとりの体調管理と自覚的行動が大切です。

引き続き、体調不良時には出勤しないことや所属長に速やかに報告するという環境整備に取り組んでいきます。

職員の健康診断は、例年どおり4月に全職員を対象に、11月には夜勤職員を対象に実施します。また、介護職員が発症しやすい腰痛についても、健康診断に合わせて腰痛健診をおこなうほか、腰痛体操を毎日実施することで予防と治療につなげていきます。

このほか、季節性インフルエンザの予防接種は11月に、検便検査は春と秋の年2回の実施を予定しています。

なお、職場のメンタルヘルスとして実施が義務付けられているストレスチェックは、衛生委員会で実施業者の選定をおこない、秋ごろに実施する予定です。

3 職員教育・研修

令和7（2025）年度も6（2024）年度と同様、各係や委員会を担当する介護職員を中心に、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修会に積極的に参加するとともに、参加した職員が講師となって、研修で学んだ内容を「ほほえみの里」内に周知する取り組みをおこなっていきます。

また、「ほほえみの里」では、新人職員研修、中堅職員研修、リーダー職向け研修、各職種向け研修、生産性向上に関する研修及びBCP研修等を適宜実施しているほか、新規に入職した介護職員には、中堅職員による就業規則をはじめとした各規程の説明も入職ガイドンスの中で実施しています。

特に、新規に入職した介護職員については、職場での実務を通じて知識やスキルを習得させる育成手法（以下、「OJT」といいます。）を活用した実践的な研修の中で、看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員及び生活相談員などから、ご利用者の生活を支えていくうえで重要な業務内容の説明をおこなっています。

OJTの最後には夜勤を実践し、すべての時間帯に対応できるようになるまで、入職してから4か月をめどに取り組んでいます。

さらに、地域包括支援センター東四つ木の職員を講師に招いて「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する理解を深めるようにしています。

このような研修は、非常勤職員も対象にしています。

4 各係の役割

ご利用者の方に「より良い生活環境」や「安心して満足していただけるサービス」を提供できるよう、12の係は介護職員の中から、5つの委員会は全職員の中から担当者を選抜しています。

各係と委員会の担当者は定期的に会議を開催し、新たな提案は実現に向けて、課題には解決に向けて取り組んでいます。介護職員の係分担表は別表17に、各委員会分担表は別表18のとおりです。

5 災害防止対策

近年、日本各地で地震による被害や大雨による水害などが発生しており、自然災害への備えの重要性が増しています。

特に、令和6（2024）年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、多くの建物が倒壊しただけではなく、鉄道網や道路の寸断、電気、水道及びガスなど、生活を支える基盤に重大な被害が発生しました。また、6月から9月にかけて、九州、中部、東北及び北陸の各地域で記録的な豪雨による広範囲な浸水被害が発生し、避難指示が相次ぎました。

こうした状況を受け、7（2025）年度は、「ほほえみの里」のBCP（事業継続計画）の見直しを進め、防災対策の強化に取り組んでいきます。また、別表7に示す計画に基づき、月1回の防災訓練を実施します。

6（2024）年度の防災訓練及び研修会のうち、主な実績は以下のとおりです。

- 6月 消防署員による指導のもと、消火器の使用方法や注意点について学び、水消火器を使用した訓練を実施しました。これにより、消火の方法や手順について理解が深まりました。
- 7月 消防設備点検業者の指導のもと、消火用散水栓を用いた散水訓練を実施しました。ホースの取り出し方から放水までの手順を分かりやすく学ぶことができました。

- 8月 「災害活動協定」を締結している渋谷東町会の皆様と合同訓練を実施し、避難訓練開始と同時刻に「ほほえみの里」へ参集していただきました。その際に車椅子の操作方法について説明をおこないました。
- 12月 消防署員による指導のもと、AED（自動体外式除細動機）の使用方法や応急手当の手順について学びました。
- 1月 消防設備業者による非常用火災報知設備の誤報復旧作業を実施しました。併せて、復旧作業の手順マニュアルの見直し、修正をおこないました。

7（2025）年度も図上訓練や研修を実施し、BCPの継続的な見直しをおこないます。

また、消防署員と連携した訓練の実施や地元町内会との合同訓練を通じて、実際の災害発生時に備えた情報共有体制の強化に努めていきます。

これらの取り組みを通じて、「自助・共助・公助」の精神を大切にし、災害に強い施設づくりを進めていきます。

6 生産性向上

令和6（2024）年度の介護報酬改定を受け、「ほほえみの里」では「生産性向上委員会」を立ち上げました。

この委員会は、業務改善を推進するとともに、最新の技術や設備を積極的に導入、活用することによって、より良い介護環境を整備することを目的としています。

6（2024）年度は、食事量の記録をiPadに入力するシステムを導入しました。

それまでは、書類に手書きした記録を「介護システム（ほのぼの）」へ入力しなおす作業が必要でしたが、iPadに入力したデータを転送するよう改めたことで大幅な事務負担の軽減につながりました。

この経験を踏まえ、7（2025）年度は排泄記録のシステム化を進めていきます。

システム化を進めることで、排泄記録の転記漏れや転記ミスなどの人為的ミスを未然に防止し、より安全なケアの実現と一層の事務の負担軽減を図ります。

生産性向上委員会は、今後も最新の介護機器や技術の導入、活用を進めていくため、介護機器展示会や専門研修への積極的な参加を推奨し、収集した情報を「ほほえみの里」の職員全体に発信していきます。

これにより、職員一人ひとりが新しい技術や知識を活用できる職場環境を整え、ケアの質の向上に努めていきます。

さらに、7（2025）年度は、ご利用者がベッドから離れたことなどを検知できる「センサー内臓ベッド」を順次に導入し、「生産性向上推進体制加算」の取得を目指します。

【3】利用者処遇

1 ケアマネジメント

(1) 施設サービス計画

ご利用者の一人ひとりが、自立した生き甲斐のある生活を安全、安心に送れるよう、居室担当や他部署の職員と相談しながら、施設サービス計画を作成しています。作成後は定期的にモニタリング会議を開催し、施設サービス計画の見直しをおこなっていきます。

(2) 栄養ケア計画

令和7(2025)年度もLIFEを活用した栄養ケア・マネジメントに多職種連携で取り組んでいきます。

現在、新人職員が初めてケース担当を持つ時期に、栄養士から個別に栄養ケア・マネジメントマニュアルの説明をおこない、栄養ケア業務の円滑化に取り組んでいます。

また、栄養ケア・マネジメントにおける「食事による個別の栄養強化」として、夕食「栄養ケア食」にも取り組んでいます。

「食事による個別の栄養強化」の職員説明は、当初は6名一組で実施していましたが、希望する職員が多いため現在は8名を一組として実施しています。

7(2025)年度も、ご利用者の低栄養状態の改善に役立てていけるように、栄養ケア・マネジメントのさらなる改良、改善に取り組みます。

(3) 個別機能訓練計画

多職種と連携しながらご利用者一人ひとりに個別機能訓練計画を立案、作成しています。

訓練計画の内容については「施設サービス計画書」に盛り込むとともに、3か月ごとのモニタリング会議で、ご利用者の身体機能、能力の変化、訓練の実施状況などを確認して訓練計画の継続または変更を検討しています。

また、新規に「ほほえみの里」に入所されたご利用者の場合は、ケアマネジャーなどからの事前情報と入所当日の身体機能評価をもとに、初回の「個別機能訓練計画書」を作成、ご本人、ご家族へ説明をおこない、同意をいただいています。

概ね3か月ごとに「個別機能訓練計画書」を更新し、ご家族へ送付、説明に替えさせていただきます。

今後も、ご利用者の身体能力の評価や情報収集についても迅速に対応できるように努めています。

(4) 看取り介護

「ほほえみの里」で人生の最期を迎えるご利用者のため、看取り介護を実施しています。

看取り介護の実施は、ご利用者のご家族が嘱託医(にいほりクリニックの医師)から説明を受け、看取り介護の内容などに同意していただくことが必要です。

その後、ご利用者の尊厳を最期まで保てるよう「看取り介護計画書」を作成します。

そのうえで、看取り介護中は、ご利用者の心身の状況をきめ細やかに観察し、心身の状況

に応じた苦痛の緩和や精神的なケアを他職種の職員が連携しておこなっています。

また、看取り介護はご家族の協力が不可欠です。ご家族と「ほほえみの里」の間で情報を共有し、ご家族のご意向を出来る限り取り入れながら、最期の日まで最善の支援をいたします。

さらに、ご利用者だけでなく、ご家族にも安心して最期の時を過ごしていただけるよう、看取り介護期間中は、ご家族とご利用者との面会を居室で実施しています（感染症の状況によっては、面会室等になることがあります）。

看取り介護終了後には、看取り介護の振り返りをおこない、今後のサービスに活かせるよう職員間で話し合いをおこなっているほか、看取り介護に必要な研修も適宜開催し、職員間の情報交換や職員教育を実施しています。

なお、最大、45日間遡って「看取り介護加算」を算定いたします。

（５） ICT・LIFE委員会

- ・ 「新LIFEへの情報提供の業務効率化と新加算の取得を目指します」

令和6（2024）年度当初からLIFEのバージョンアップ作業を開始し、8月からはバージョンアップ後のLIFEを活用した情報提供を開始しています。

今後は、LIFEを通じて提供されるフィードバック情報の利活用を進め、ケアの質の向上に努めていきます。

加えて、「口腔衛生管理加算」の取得を目標に、LIFEへの提出方法や適切な運用手順の確立に努めます。

- ・ 「最新の次世代介護機器に関する有益な情報収集に努めます」

次世代介護機器の開発は、近年、技術革新の加速とともに飛躍的な進展を遂げています。高齢化社会が進む中で、介護現場では人手不足の解消や介護職員の負担軽減が喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するための介護機器の導入が求められています。

介護現場で真に役立つ最先端の介護機器を選定し、実際の運用に適した形で導入するため、日々、有益な情報の収集に努めています。

具体的には、介護機器展示会や専門セミナーへの積極的な参加を通じて、新たな知見を得る機会を増やしています。単に技術を導入するだけでなく、現場のニーズに即した効果的な運用方法を検討し、ご利用者の快適性や安全性を最優先に考えた介護機器の活用を目指していきます。

2 リスクマネジメント

（１） 感染症対策

- ・ 感染症の予防・拡大防止のため、研修を充実させる。特に初動対応が迅速・的確に行えるよう、研修は繰り返し実施する

令和6（2024）年度も「ほほえみの里」内で新型コロナウイルス感染症や季節性のインフ

ルエンザ感染症が発生しましたが、感染の拡大を最小限で抑えることができたと考えています。

感染症対応において、初動対応と研修の重要性を実感する経験でした。

今後も「感染症対応マニュアル」を適宜見直し、職員の一人ひとりが迅速で的確な行動を身につけられるよう、介護主任をリーダーとして研修に取り組んでいきます。

- ・ **協力医療機関と連携して助言や指導を受けることで、感染症に対する適切な対応力を向上させる。必要な情報は、感染症委員が中心となって、各部署に情報を提供、周知していく。**

協力医療機関と感染症対策の連携体制を構築中です。

しかし、連携の内容やそれぞれの役割について、一部の職員のみが把握しているだけでは協力体制も形骸化してしまいます。

協力体制が形骸化しないよう、感染症委員が内容を理解し、「ほほえみの里」内の各部署の職員一人ひとりに情報を提供、周知するとともに、実践できるようにしていきます。

(2) 褥瘡対策

- ・ **「個別的、即時性のある褥瘡予防計画作成に向け、手順の見直しをする」**

令和3（2021）年度からLIFEを活用して褥瘡計画を作成しています。また、月に1回の委員会開催時に褥瘡計画の修正、入力をおこなっています。

6（2024）年度からは、LIFEの褥瘡計画の書式に若干の追加、変更があり、より詳細な情報が入力できるようになりました。

この変更は、ご利用者一人ひとりに即した個別的な計画作りが求められていることによります。

また、近年、ご利用者のさらなる高齢化や嚥下、消化吸収機能の低下から、低栄養状態のご利用者が多く見受けられるようになり、褥瘡リスクが高まっています。

このため、ご利用者一人ひとりに適した、より具体的な褥瘡予防計画の作成と、状態の変化に応じた手順の見直しをおこなっています。

(3) 介護事故防止

- ・ **「内出血の対策と予防を考える」**

高齢者は皮膚が弱く血管も“もろく”なっているため、介助の仕方によっては内出血をおこしてしまうことがあります。

内出血を予防するためには、リハビリ係や機能訓練指導員との連携を図り、基本的な介護技術の見直しと介助方法の検討が常に必要なため、研修会を通じて、職員一人ひとりの意識を高めるように取り組んでいきます。

- ・ **「服薬ミスの未然防止」**

薬の取り違えや投薬時間、投薬量を間違えてしまうことは、ご利用者の健康被害につながる重大な介護事故です。

服薬ミスは「あっては、ならないこと」であり、後になって「あの時、ここを注意してい

れば」と後悔してもはじまりません。

そんなことにならないよう、「どんな状況で事故が発生しやすいのか」「人為的ミスを防ぐにはどうすればいいのか」といったことを学び、職員一人ひとりの意識を高め、服薬時にいっそうの注意ができるように研修会を実施しています。

(研修計画 (予定))

前期 : 内出血の発見と予防について

後期 : 服薬ミスの未然防止について

(4) 身体拘束廃止

・ 「身体拘束ゼロを維持する」

ご利用者が車いすやベッドから落ちることを防止するため、ご利用者の身体を“ひも”でしばる等の行為は、関節の拘縮や筋力の低下、食欲の低下、感染症への抵抗力の低下など、日常生活動作の著しい低下を招くおそれがあります。また、ご利用者の身体的自由を制限する行為は、身体的虐待として禁止されています。

職員一人ひとりが身体拘束ゼロの意義を確認できるよう、看護職員、機能訓練指導員と連携を図りながら、年2回の研修を実施することで意識を高めています。

(研修計画 (予定))

前期 : 身体拘束をしないことの利点を考える

後期 : 身体拘束に代わる方法～介護の工夫～を考えられるようにする

3 日常生活の援助

(1) 虐待防止委員会 (サービスマナー委員会)

・ 「施設全体で高齢者虐待防止への取り組みを強化する」

ご利用者の方々の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生を未然に防止するために定期的に虐待防止委員会を開催しています。

また、東京都や東京都社会福祉協議会主催の研修会にも、引き続き参加していきます。

さらに、公益財団法人東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成の「虐待の芽チェックリスト (入所施設版)」を活用し、虐待の芽や不適切なケアが確認された場合には、年2回の研修の中で課題として取り組んでいます。

今後も、介護職員だけでなく「ほほえみの里」全体で虐待防止に取り組んでいきます。

(2) 食事介助

・ 「ご利用者一人ひとりの身体状況に合った食事介助を提供する」

ご利用者の方々にとって楽しみの一つである食事を、より美味しく楽しんでいただけるよう、食事係が毎月1回、管理栄養士や委託給食会社の社員と会議をおこない、より良い食事提供に向けた取り組みおこなっています。

また、ご利用者に季節感を感じいただけるよう、定期的に食堂の「飾りつけ」をおこなって演出をしています。

現在、ご利用者の重度化により、職員が介助しなければ食事をとることができない方が増えており、身体状況に合った食事介助方法や細かな観察力が、今まで以上に必要となっています。

このため、機能訓練指導員から、ご利用者一人ひとりに合った楽な姿勢保持についての指導を、管理栄養士からは、ご利用者が使いやすい箸やスプーンなどの自助具の検討、「きざみ」や「ソフト食」など食事形態の見直しの指導を受けながら、ご利用者の状況、状態に合った介助が提供できるような取り組みをおこなっています。

さらに、看護師や訪問歯科医師と連携を図り、誤嚥性肺炎などの致死的感染症の予防や口の機能を維持、向上させることで、生活の質を向上させることなどを目的に、口腔ケア講習会を年2回開催し、口腔ケアの大切さを学び、ご利用者一人ひとりに合った口腔ケアを提供しています。

(3) 食事の提供

「ほほえみの里」では、外部委託による食事提供をおこなっています。

委託事業者とは、ご利用者の栄養状態や食事摂取量、食べやすさ、食べにくさ等の食事状況の確認（ミールラウンド）を定期的の実施し、ご利用者にとって安全に美味しい食事サービスの提供に努めています。

また、ご利用者と職員の日常のやりとりの中から、ご利用者の生の声を受け取り、食事サービスの向上に活かしています。

令和7（2025）年度は、委託給食業者から提案のあった「実演型イベント食」の実現に向け、具体的な企画をしていきます。

（献立）

1日の基準栄養量は、年齢、性別、生活活動強度により、厚生労働省の「日本人の食事摂取基準（2025年版）」により算出しています。

献立は、ご利用者の要望、旬の味覚、季節の行事などを取り入れながら、ご利用者が美味しく食べて健康に生活できるよう、栄養バランスの取れた献立を栄養士が作成しています。

無駄のない食材管理と適切なコスト管理及び業務の効率化を図るため、7（2025）年度も引き続き献立のサイクル化（4シーズン）に取り組んでいきます。

なお、1日あたりの基準栄養量は以下のとおりです。

エネルギー	: 1559kcal	タンパク質	: 52.4g
脂質	: 39.8g	カルシウム	: 637mg
鉄分	: 5.8mg	ビタミンA	: 689μgRE
ビタミンB1	: 0.77mg	ビタミンB2	: 1.17mg
ビタミンC	: 100mg	ビタミンD	: 9μg
食物繊維	: 18g	塩分	: 6.7g未満(目標量)

(選択食・イベント食・行事食)

特養の生活の中で、選択食、イベント食、行事食のときには、ご利用者の期待感が高まり、

食堂はご利用者と職員の笑顔であふれています。

選択食等の提供は、日常の食事提供より準備や作業に時間と手間がかかりますが、ご利用者に喜んでいただけるよう、7（2025）年度も調理スタッフとともに心を込めて取り組んでいきます。

月3回程度ですが、「選択食（主食の選択・フライの選択・人気料理の選択など）」を実施し、ご利用者自身が食事内容を選べる機会を大切にしています。

また、ご利用者に人気が高い「パン食」を水曜日の昼食に提供しています。サンドイッチ、ドックパン、フレンチトースト、惣菜パンや菓子パンなど、バラエティに富んだ「パン食」を週替わりで提供しています。

「イベント食」として、11年目になる「パンのおかわりワゴンサービス」は、調理スタッフによる実演を交えて提供しています。

ご利用者の体験型食事づくり「昼ごはんの仕度」では、1～3月の期間に「旬の苺でジャムづくり」を各階で1回ずつ開催します。

このほか、「ほほえみの里」開設記念日の祝い膳。納涼祭や敬老会、季節の行事食（クリスマス特別料理、正月祝い膳等）は、栄養士が委託給食業者と協議して、献立の内容を企画しています。

さらに、7（2025）年度は、「お好み海鮮丼祭り」を各階で1回ずつ開催する予定です（行事食は「特別な食事」の提供として、ご利用者の実費になります）。

（その他）

調理室の食品庫や職員食堂、倉庫等を有効に活用し、常に一定量の食品や飲料水を入れ替えながら備蓄していくローリングストックは、地震や風水害の発生、感染症の流行への備えとして重要です。

ローリングストックしている食品類のうち、賞味期限間近となった栄養補助食品は、日常の食事の中で活用していきます。また、最新の状況に合わせてマニュアルの更新を順次おこないます。

なお、年間の行事食等は、別表16「年間予定表」のとおりです。

（4） 排泄介助

- ・ 「ご利用者一人ひとりに合った紙オムツを提供し、快適に過ごしていただける環境作りを図る」

ご利用者の方々が安心、安楽で快適な排泄ができるよう、一人ひとりの排泄状況を絶えず把握し、トイレへの誘導やオムツの交換、「ほほえみの里」で用意する紙オムツの選定などをおこなっています。

褥瘡や皮膚疾患があるご利用者は、看護師と連携を図りながら皮膚の状態観察及び清潔保持に努めています。

さらに、大人用紙おむつを製造している会社から、紙おむつの適切な使用方法や様々な相談に対応する「おむつコンシェルジュ」を招き、研修会の開催や排泄介助が困難なご利用者

への対応、尿漏れ等の研修を定期的におこなっています。

(5) 入浴介助

- ・ 「ご利用者の方々が安全に、楽しんで入浴できる環境整備を図る」

ご利用者には、2階「桜の湯（寝たままの姿勢で入浴できるジュスト昇降式機械浴槽）」、3階「菖蒲の湯（座ったままの姿勢で入浴できるトゥッティ中間機械浴槽とジュスト昇降式機械浴槽）」、4階「波の湯（寝たままの姿勢と座ったままの姿勢の双方が可能な中間機械小浴槽とジュスト昇降式機械浴槽）」で、週2回の入浴をご利用いただいています。

入浴の際には、ご利用者の方の羞恥心と身体状況の変化に気を配り、看護師と連携を図りながら皮膚疾患の早期発見に努めています。

体調が悪く入浴ができないご利用者の方には着替えや清拭を行います。

また、ご利用者の方が楽しんで入浴できるよう「お楽しみ入浴（4月：桜湯、5月：菖蒲湯、6～7月：ジャスミン湯、8～9月：ラベンダー湯、10～11月：リンゴ湯、12月：ゆず湯、1～2月：ひのき湯、3月：さくら湯）」をおこなっています。

さらに、季節感を感じていただけるよう、浴場の飾り付けや音楽を流すなど、リラックスして入浴できる環境作りをおこなっています。

(6) 健康管理

「ほほえみの里」に入所されているご利用者の介護度は年々高くなっています。

また、ご利用者の方々は様々な疾病を抱えているため、常に体調が悪化するおそれがあります。

このため、「ほほえみの里」では、ご利用者が出来る限り穏やかな生活が送れるよう、各部署と看護職員が連携して、以下のような健康管理をおこなっています。

健康診断： ご利用者全員を対象に毎年6月に実施しています。

健康診断の結果、新たな疾病が確認される。若しくは、再検査が必要な場合は、ご家族の意向も確認したうえで精密検査や治療へとつなげます。また、状況によってはご家族の方に受診の付き添いをお願いし、治療方針についてご相談のうえ決定していきます。

予防接種： 実施時期未定。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症は、ご利用者が罹患すると重症化するおそれがあるほか、「ほほえみの里」内でクラスター（集団感染）が発生する可能性があります。

このため、7（2025）年度も日常的な感染症対策と定期的な予防接種を実施します。

内 科： 「にいほりクリニック（嘱託医）」の医師による健康管理をおこなっているほか、複数の医療機関との連携体制を強化しています。

精神科： 「ひとみクリニック」の医師による月1回の回診をおこなっています。

皮膚科： 「あだち在宅診療所」の医師による月2回の回診のほか、「にいほりクリ

ニック（皮膚科）」と連携して、診察、治療をしています。

歯 科 ： 「千葉歯科クリニック」の医師による診察、治療をしています。

眼 科 ： 「だんのうえ眼科」の医師による3か月に1回の回診をおこなっています。

なお、ご利用者が終末期を迎えたときは、ご家族が不安を抱くことなく看取り介護に移行できるよう、「ほほえみの里」職員を交えた医師からの病状説明を調整します（看取り介護については22ページ参照）。

4 日常生活の潤い

（1） 行事

「ほほえみの里」では、毎年、様々な行事を実施しています。

大規模な行事としては、8月に「ほほえみ納涼祭」、9月に「敬老会」を開催しています。

「ほほえみ納涼祭」は、各階ごとに盆踊り大会や小規模な屋台を出し、夏祭りの雰囲気を出しています。

「敬老会」は、お祝い膳とおやつを用意しているほか、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）及び100歳以上の方に「祝状」を贈呈しています。

また、職員とボランティアによる歌や踊りなどの余興をおこない、ご利用者の方々に楽しいひとときを過ごしていただけるよう、様々な企画を実施しています。

このほか、小規模の行事としては、4月に近隣での「桜の花見」、7月に「スイカ割り大会」、10月に「運動会」、1月に白髭（しらひげ）神社への「初詣」、2月に「節分豆まき」を実施しています。

いずれの行事も、感染症の状況に留意しながら、規模を縮小、中止することがあります。

今後も、感染対策に配慮しながら、ご利用者が楽しめる行事を続けていきます。

（2） レクリエーション

- ・ 「ご利用者の方が楽しんでいただけるレクリエーションを提供する」

「ほほえみの里」内のクラブ活動は、「絵手紙クラブ」「生け花クラブ」「園芸クラブ」があります。

「絵手紙クラブ」は、季節の野菜や果実、草花を画題に葉書に描き、居室の装飾やご家族へお渡しするほか、ほほえみの里の1階に掲示しています。

「生け花クラブ」は、四季折々の花々を花器に活け、各階に飾っています。

「園芸クラブ」は、四季折々の花や野菜（えだ豆、トマト、さつま芋、ナス、キュウリなど）を苗から育て、屋上やベランダで観賞します。「園芸クラブ」が育てた野菜は、食べ頃になったら収穫し、ご利用者みんなで賞味します。

さらに、月1回、定期的に「カラオケ大会」を各階で開催しています。

（3） 利用者懇談会・家族懇談会

「ほほえみの里」での生活の不安や困り事を少しでも早く発見し、早期の解決に結びつけ

るため、ご利用者のお話しの耳を傾けることは大変重要であり、日常から気兼ねなく意思疎通がおこなえるよう心掛けています。

ご利用者の率直な意見を聞く場として、また職員とご利用者の相互理解を深める場として、「利用者懇談会」を年3回実施しています。

「利用者懇談会」には、施設長をはじめ、介護統括主任、生活相談員など様々な職種の職員が参加して、ご利用者の方々と意見交換をおこなっています。

一方、ご利用者のご家族との交流の場として、10月と3月に「家族懇談会」を開催しています。

「ほほえみの里」からはご利用者の生活に関する情報をご家族に提供し、ご家族からは意見や要望をお伺いしています。また、法改正等によって「利用契約書」や「重要事項説明書」の内容に変更が生じたときは、「家族懇談会」でご案内しています。

このほか、「家族懇談会」前にご利用者の生活に関するアンケートを行い、可能な限り日常生活の支援に活かしています。

なお、「家族懇談会」の開催にあたっては、感染症対策を講じ、状況に見合う形式を検討しています。

(4) 広報

広報係では、広報誌「ほほえみ」の発行、ホームページの公開、パンフレットの配布をおこなっています。

広報誌「ほほえみ」は、年3回（7月、10月、1月）発行し、ご家族や取引先事業所に配布しています。

ホームページは、ご利用者のご家族や、「ほほえみの里」の入所やショートステイの利用を検討している方、「ほほえみの里」への就業を検討している方々に対して、ご利用者の生活の様子や行事などの実施状況をはじめ、「ほほえみの里」に就業した職員の紹介、専門知識や技術の向上を図るための職員研修、防災訓練の様子などをお知らせするように努めています。

令和7（2025）年度は、新型コロナウイルス感染症以前の日常行事を復活させることに取り組む年ですので、ご利用者の日常の変化や感染対策に配慮しながら行事を実施する職員の奮闘などを含め、広報誌やホームページでの発信に努めていきます。

5 地域との交流

(1) （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）

ショートステイ事業は、在宅介護をされている方の休息（レスパイト）や介護負担軽減などを目的としています。

ショートステイ事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策として、施設外からの感染をどのように防ぐかが課題です。

そのため、令和6（2024）年度と同様、感染症対策として、ショートステイ利用前のご利

用者のご家族の体調を確認するほか、入所時の抗原検査の実施など、体調変化の早期発見に努めています。

また、ショートステイ利用中は体温測定を毎日実施しています。発熱など、普段の様子とお変わりがあると判断した場合、途中で退所していただくなど早期対応をおこないます。

「ほほえみの里」にはショートステイ床が7床あります。

ショートステイ事業は、在宅介護を継続していくうえで欠かせないサービスで、繰り返し利用される方も多くいらっしゃいます。

利用料はサービス費用（1割～3割）のほかに、滞在費と食費が自己負担となります。また、利用期間中の衣類を無料で貸し出す「レンタル衣類」制も「利用前の準備が少ないので助かる」と大変好評であり、7（2025）年度も継続します。

介護認定を受けていない方は介護保険制度での利用はできませんが、区の「葛飾区家族介護等支援事業」を活用していただくことで、最大14日間の宿泊サービスをご利用することができます。

ご希望の方には、区の高齢者支援課もしくは地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）でご相談いただくよう、ご案内しています。

毎年多くのショートステイ利用者が「ほほえみの里」に入所しています。ショートステイの利用を通して施設サービスへの理解を深め、「ほほえみの里」への入所につながる機会にもなっています。

今後も、入所希望者や入所の待機者の方には、ショートステイ事業の利用のご案内をしていきます。

（２） ボランティア

・ 「ご利用者との交流を図るボランティア活動の検討」

ご利用者の重度化が進み介護が必要な時間が増えているため、「ほほえみの里」の職員がご利用者の余暇活動にたずさわれる時間が減少しています。

このため、ボランティアの方々の活動が大変貴重なものになっています。

しかし、一方では、十分な感染防止対策を図る必要があり、ご利用者とボランティアの方との交流は、しばらくの間、実施できていません。

これは、令和5（2023）年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法の分類が2類から5類へ移行した後も、高齢者施設の感染症対策に大きな差異はなく、ご利用者の生活を守るうえで慎重にならざるを得ないという状況が続いていることによります。

このため、7（2025）年度も間接的な活動になりますが、ご利用者の衣類の修繕、シーツやタオルなどリネン類の整理のほか、館内の消毒作業といった軽作業をお願いしています。

ご利用者と触れ合うような活動については、様々な感染症の動向を踏まえて検討していきます。

・ 「ボランティア活動に拡大に向けて」

新規のボランティアの方には、「ほほえみの里」の概要説明に加え、ご利用者の生活の状

況や車いすの使用方法などをご案内しています。

また、活動に応じてポイントが付き、年度末に換金できる「介護支援サポーター」制度への登録に加え、安心して活動が続けていただけるよう、「ほほえみの里」が手続きを代行して、葛飾区社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入していただくことにしています。

また、「ほほえみの里」では、ボランティアの方々の日頃の活動に感謝をしたうえで、相互理解を図ることを目的に「ボランティア懇談会」を実施しています。

ボランティアの方々のお話しでは、厳密な感染症対策のため、ボランティアの方々が希望する活動が中々実践できていないことが窺われます。

熱意のあるボランティアの方が多くいらっしゃることから、その気持ちにお答えできるように、安心して活動できる内容や方法について検討していきます。

このほか、区の事業である「介護相談員事業」は、新型コロナウイルス感染症対策のため、6（2024）年度も中止となりました。

活動が再開された際には、ご利用者の方々がそれぞれ抱えている問題を少しでも解消できるよう、ご利用者と職員の橋渡しの存在としての活動に取り組んでいただきたいと考えています。

（３） 実習生

「ほほえみの里」では、現在、介護福祉士の実習として、東京福祉専門学校、彰栄保育福祉専門学校、千住介護福祉専門学校、東京未来大学福祉保育専門学校、松山福祉専門学校の学生を受け入れています。

介護福祉士の実習は、段階ごとの実習期間や指導要綱が学校によって異なるため、実習生はもちろんのこと、指導する職員にも混乱を生じないように、各校と連携を図りながら「ほほえみの里」が作成した指導要領に基づいて実施しています。

また、各階に実習担当の職員を配置し、将来の介護を担う人材を丁寧に指導しています。

実習の最終日におこなう反省会では、実習生と職員がお互いに「振り返り」をおこない、それぞれの課題や取り組みについて意見交換をしています。実習生の言動から気づかされることが多くあります。

今後も「ほほえみの里」全体で実習生を育てるだけでなく、職員が共に学べることを目標に、実習生の受け入れと教育に取り組んでいきます。

なお、「ほほえみの里」の職員として適任であると判断した実習生については、本人の意向を確認しながら、採用につながるよう働きかけています。

【4】地域包括支援センター東四つ木（高齢者総合相談センター東四つ木・立石）

1 重点目標

地域包括支援センター東四つ木の重点目標は次のとおりです。

- （1） 職員の対人援助技術の向上に努め、より地域から信頼を得られる相談窓口となるよう総合相談支援事業を丁寧実践します。
- （2） 地域住民や関係機関とのネットワーク強化及び多職種連携をおこない、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- （3） 複合化、複雑化した課題を抱えるケースの支援や地域ケア会議、生活支援体制整備事業等を通して、地域ニーズや社会資源の把握、分析を行い、地域の実情に即した地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- （4） 地域の高齢者が認知症になっても尊厳のある生活が継続できるよう、認知症への理解を促進し、認知症高齢者やその家族等が安心して生活できるよう支援体制を強化します。

2 事業実施計画

区の示した「令和7（2025）年度葛飾区地域包括支援センター運営方針」「令和7（2025）年度葛飾区地域包括支援センター事業運営委託仕様書・委託業務内容」に沿って、事業計画を策定しています。

2-1 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、様々な業務を展開するための基盤となっています。地域に住む高齢者やその家族等が安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が連携して、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、関係機関及び制度利用につながるよう総合的な支援をおこないます。

【個別目標】

- （1） 各職種の専門性を活かし、総合相談支援をおこないます。
- （2） 介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、高齢者に携わるボランティア等地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。
- （3） 支援が必要な高齢者やその家族を発見するとともに、地域の課題やニーズを把握することで、必要な時に適切な支援が受けられる地域づくりに努めます。

【実施計画】

- （1） 地域の身近な相談窓口として地域包括支援センター東四つ木の運営を継続していきます。保健、医療、福祉に関する総合的な情報提供、関係機関との連携等をおこないます。
- （2） さらなる課題の発生を未然に防止するため、地域ケア会議等を通じて、地域におけ

る様々な関係者とネットワークを強化します。また、関係機関から寄せられた情報提供について、適切に総合相談支援をおこないます。

- (3) 総合相談支援、75歳到達者戸別訪問事業、前記(2)で構築したネットワークを活用することにより、地域の高齢者の実情や課題把握に努めます。

2-2 権利擁護事業

権利侵害を受けている、あるいは受けるおそれの高い高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、行政機関や医療機関等と連携しながら、権利侵害の防止や対応について、専門的、継続的な視点から必要な支援をおこないます。

また、相談者の属性や世代に関わらず、権利養護を目的としたサービスや制度の利用が必要と考えられる場合は、適切な支援へつないでいきます。

- (1) 高齢者虐待・セルフネグトの防止及び対応

高齢者虐待や自身の生活に無関心になるセルフネグレクトに関する早期発見と相談支援の充実を図ります。また、「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」に基づき、高齢者虐待防止に関わる取り組みをおこなっていきます。

- (2) 消費者被害の防止及び対応

消費者被害を未然に防止するため、区の消費生活センターや警察と連携しながら対応するとともに、区民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等に啓発活動をおこないます。

- (3) 判断能力を欠く状況にある人への支援

認知症等により判断能力が低下した高齢者の権利侵害を防ぐため、成年後見センター（葛飾区社会福祉協議会）等と連携しながら成年後見制度の活用支援相談に適切に対応します。

【個別目標】

- (1) 成年後見制度の活用を促進します。
- (2) 老人福祉法の措置に関する支援を行います。
- (3) 高齢者虐待への対応をします。
- (4) 困難事例への対応をします。
- (5) 消費者被害の防止に努めます。

【実施計画】

- (1) 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたって、関係機関の紹介等をおこないます。申立てを行える親族がいらないと思われる場合や、親族がいても申立てを行う意思がない場合は、速やかに区に該当高齢者の状況を報告し、「区長申立て」につなげます。
- (2) 老人福祉法の措置に関する相談に適切に対応します。

- (3) ア 高齢者とそのご家族、近隣住民の身近な相談機関として、虐待に関する早期発見と相談支援を充実させます。
- イ 虐待対応の中核機関として高齢者に関する相談や通報を受け、関係機関の連携を促進し、多職種の連携を強化します。
- ウ 虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況確認をする等、適切な対応をおこないます。
- エ その他、第6期高齢者虐待防止・養護者支援計画に基づき、高齢者虐待防止に関わる取り組みを推進します。
- (4) 高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センター東四つ木に配置されている専門職が相互に連携し、必要な対応を検討のうえ支援をおこないます。
- (5) 消費者被害を未然に防止するため、区の消費生活センターや警察と連携を図り、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等関係機関に情報提供するとともに、地域住民等に消費者被害防止に関する啓発活動をおこないます。また、高齢者からの消費者被害の相談に適切に対応します。

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域において自立した生活を継続することができるよう、また、一人ひとりの高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、地域包括支援センター東四つ木が介護支援専門員等を支援します。

【個別目標】

- (1) 地域の関係機関と介護支援専門員等との連携・協力体制の構築を支援します。
- (2) 主任介護支援専門員との連携、協働を図り、地域のネットワーク構築やケアマネジメント力向上に取り組みます。

【実施計画】

- (1) 介護支援専門員等のネットワーク強化及び実践力向上のため、情報交換会や研修会、事例検討会等を年6回程度開催します。開催に当たっては、開催計画を作成し、居宅介護支援事業所等を示します。
- (2) 地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について、個別の相談に応じ、情報提供や助言、地域ケア会議を活用した支援等をおこないます。

2-4 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援

指定介護予防支援事業者の指定を更新します。

また、「葛飾区地域包括支援センター事業運営委託」契約と別に契約する「介護予防ケ

アマネジメント計画策定委託」及び介護予防支援事業所として実施する指定介護予防支援業務は、共通の考え方に基づいて一体的に実施していきます。

【実施計画】

- (1) 高齢者の加齢や生活の状況による心身の衰え等のリスクを早期に発見して、介護予防や健康づくりに活かすための基本チェックリストにより、事業対象者と判定された高齢者や要支援の認定を受けている高齢者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、自立した生活が継続できるよう支援します。
- (2) 委託先の介護支援専門員とも連携を図りながら、介護予防ケアマネジメントを実施し、地域包括支援センター東四つ木の業務を支障なく遂行するために自己作成件数と委託件数とのバランスを調整します。

2-5 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が包括的かつ継続的な在宅医療や介護サービスの提供を受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療と介護の連携体制構築に向けた取り組みを進めます。

【個別目標】

在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を進めます。

【実施計画】

- (1) 医療機関からの退院にあたり、必要な在宅医療や介護サービスが提供され、在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 日常の療養相談や急変時の対応、在宅での看取り等の相談に対し、適切な助言や情報提供をおこないます。
- (3) 多職種と連携し、医療と介護サービスの提供体制を整え、関係者による協議の場や研修等に参加します。

2-6 生活支援体制整備事業

高齢者を地域で支える基盤をつくるため、地域の中で見守られ、互いに支え合う「自助」「互助」を意識した地域づくりを進めます。

また、生活支援コーディネーターの活動や協議体を通じて、住民の要望や地域資源を把握し、要望とサービスのマッチング、情報収集、居場所の整備、サービスの創出をおこなうとともに、それぞれのサービス提供主体の間で役割分担や連携が可能となるような支援をおこないます。

【個別目標】

- (1) 地域の要望や社会資源を把握し、「自助」「互助」を意識した地域づくりを進めます。
- (2) 介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア

ア団体等、地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。

【実施計画】

- (1) 地域住民や関係機関等から様々な手段を用いて、社会資源や地域の困りごと、強み弱み等を把握し、可視化します。把握した情報や地域資源マップ等を活用しながら、社会資源の周知、地域のニーズとサービス提供主体とのマッチングをおこないます。また、必要なサービスの創出、担い手の育成等ができるように努めます。
- (2) 地域関係者とのネットワークを構築するため、生活支援体制整備事業第2層協議体を設置しています。協議体は年1回程度開催するよう努めます。

2-7 認知症総合支援事業

認知症の方や介護する家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、幅広い世代に対して認知症に対する正しい理解を広める「普及啓発」と医療機関との連携を図り認知症の方を早期に発見して適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」。

認知症によって徘徊する方を早期に発見、保護することで、高齢者の身体や生命を守るとともに、万が一の事故等に備えて家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」の3つの事業を中心に、地域全体で支える仕組みを含め、認知症の方や介護する家族等を支援していく体制を強化します。

【個別目標】

- (1) 認知症になっても本人の意思が尊重され、本人及びご家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な支援を行うとともに支援体制の充実を図ります。
- (2) 幅広い年齢層の区民に対して認知症に対する正しい理解を広めます。

【実施計画】

- (1) もの忘れ予防健診、もの忘れ相談会（年2回程度）、認知症医療疾患センターと協働した認知症初期集中支援チーム事業やアウトリーチ事業を活用し、かかりつけ医や認知症サポート医とも連携し、当事者やご家族等が安心して暮らしていけるよう支援体制を充実させていきます。
- (2) 認知症サポーターやボランティア等の協力を得て、地域で気軽に集える場である認知症カフェを月2回程度、また、認知症高齢者家族会を月1回程度開催することに努め、認知症の方や介護するご家族等の要望を把握し、相談機能の強化を図ります。
- (3) 認知症カフェの立ち上げや運営の支援等もおこないながら、認知症の方が活躍できる場所を創出していけるよう努めます。
- (4) 認知症サポーター養成講座を年12回程度、認知症サポーターに対する活動支援を年3回程度開催することに努め、認知症の方や介護する家族等に対する思いや

りの心の育成とともに、地域の理解が深まるように努めます。

2-8 地域ケア会議推進事業

個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」と個別課題から抽出される地域課題を共有、検討する「課題解決型地域ケア会議」を開催し、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するとともに、地域包括支援ネットワークの構築や地域づくり等に活用し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

【個別目標】

(1) 地域ケア個別会議

多職種の協働による困難事例等個別ケースの支援を通じて地域支援ネットワークの強化、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握をおこなえるよう努めます。

(2) 課題解決型地域ケア会議

関係機関と連携し、地域の実情に即した地域づくり、資源開発、政策形成等につながるよう努めます。

【実施計画】

(1) 地域ケア個別会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高められるよう、年3回程度開催するよう努めます。

(2) 課題解決型地域ケア会議

地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげることができるよう、年3回程度開催するよう努めます。

2-9 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要支援・要介護状態になっても状態の改善、維持、悪化の防止を図れるよう、医療との連携に十分に配慮し、総合的かつ効率的に事業をおこないます。

【個別目標】

効果的な介護予防事業につながるよう、専門職や民間サービスなどの多様な地域資源を活用して、高齢者の介護予防の取り組みを支援します。

【実施計画】

(1) 介護予防教室を年1回程度開催することに努めます。

(2) 地域の高齢者が自主的に介護予防活動に取り組めるよう自主グループ等の育成、支援をおこないます。

(3) 事業や講座等を通じて介護予防に関する普及啓発活動をおこないます。

2-10 家族介護支援事業

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援にとどまらず、家族介護者に対する身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。

そのために、家族介護者にとって身近な相談窓口として、介護方法の指導や家族介護者の支援に必要な事業をおこないます。

【個別目標】

- (1) 家族介護者教室を開催します。
- (2) 家族介護者の交流を支援します。
- (3) 家族介護者支援に係る相談、ネットワーク調整をおこないます。

【実施計画】

- (1) 家族介護者教室を年2回程度開催することに努め、適切な介護の知識や技術、福祉サービスの利用方法習得の支援をします。
- (2) 担当区域内において、高齢者や認知症高齢者を介護する家族等が集まり、情報交換や交流等をおこなう会の育成及び支援に努めます。
- (3) 家族介護者やその支援者からの相談に応じ、必要な助言・情報提供をおこないます。

2-11 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、公的な介護サービスに限らず、地域の保健や福祉、医療サービスやボランティア活動などのインフォーマルサービス等、様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、主治医、介護支援専門員、民生委員・児童委員協議会や自治町会等の地域の関係機関との連携、多職種相互の協働等による体制づくりや環境整備をおこないます。

また、地域の会合及び行事への参加、各種講座や教室等、あらゆる方法と機会を通じた継続的な取り組みをおこないます。

【個別目標】

多職種相互の協働等により連携する体制づくりや環境整備をおこないます。

【実施計画】

支援を必要とする高齢者の継続的な支援のため、地域における様々な関係者とネットワークを構築することで円滑に連携し、地域全体で支える支援がおこなえるよう努めます。

2-12 その他事業

【実施計画】

- (1) 区の介護保険事業や高齢者福祉保健事業の運営にあたって、区が地域包括支援センター東四つ木で実施する必要があると判断された業務をおこないます。

- (2) 国の制度改正等に伴い、地域包括支援センター東四つ木で実施する必要が生じた業務をおこないます。

2-13 その他（介護保険法に規定されない事業）

【実施計画】

- (1) 介護保険認定申請の代行業務をおこないます。
- (2) 区が実施している在宅福祉サービス等の利用支援として、申請の代行、調査及び実施申し込みや受け付けに協力します。
- ア 配食サービス
 - イ 高齢者見守り型緊急通報システム使用料助成
 - ウ 高齢者家庭用卓上電磁調理器の購入費助成
 - エ 高齢者寝具乾燥消毒
 - オ 高齢者用シルバーカー給付
 - カ 高齢者自立支援住宅改修費助成
 - キ 高齢者住宅設備改修費助成
 - ク 高齢者補聴器購入助成
 - ケ シニア・ピア・傾聴ボランティアの派遣
 - コ 救急医療情報キットの給付
 - サ おでかけあんしん事業
 - シ 運動習慣推進プラチナ・フィットネスの申込
- (3) 会議等への出席に協力します。
- ア 区が主催・共催する各種会議やイベント等への出席に協力します。
 - イ 「葛飾区地域包括支援センター運営協議会」に出席し、事業内容の報告及び説明をおこないます。
- (4) 国、都、及び区等から各種調査への回答を求められた場合は、これに応じます。
- (5) 区と協力しながら、業務の運営状況についての評価手法を研究します。
- (6) Web会議システムを用いた会議等、社会状況等に応じた開催方法の検討や実施に努めます。
- (7) 区民にとって身近な相談機関であることを周知するため、「高齢者総合相談センター」の通称名を、平成24（2012）年から使用しています。
- (8) 地域包括支援センター東四つ木の取り組み等を掲載する機関紙を発行し、周知活動に努めます。

2-14 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

加齢とともに心身の活力が低下している高齢者一人ひとりに対し、健康の保持、増進や介護予防等につながるよう、きめ細やかで切れ目のない保健事業をおこないます。

【個別目標】

医療専門職を中心とした多職種と連携し、高齢者の健康の保持や増進、介護予防等につながる事業をおこないます。

【実施計画】

- (1) 区の地域包括ケア担当課（保健師）と連携し、国保データベースシステムのほか、国、都、及び区等のデータに基づき、地域の健康課題の分析及び課題の整理をおこないます。
- (2) 地域の65歳以上の方が参加する「通いの場」への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）をおこないます。年間5団体程度を対象とし年2回程度、地域の医療専門職と連携し、地域の健康課題や通いの場の参加者層や活動内容に対応した健康教育や健康相談、体力測定や栄養相談を実施できるよう努めます。
- (3) 地域の77歳以上の方のうち、健康状態が把握できていな方を対象に、個別的支援（ハイリスクアプローチ）をおこないます。戸別訪問による調査をおこない、必要な介護または医療サービス等につながるよう支援します。
- (4) 効果的かつ円滑に事業が進行できるよう、各種の会議や研修に出席します。



共 生 会



ほほえみの里



地域包括

令和7年4月1日発行

東 四 っ 木 ほ ほ え み の 里
地域包括支援センター東四つ木

